

2020 エル・エー行政書士講座ガイダンスレジュメ ～2020年度の合格をめざして～

エル・エー行政書士講座担当：清水稔

I 行政書士の資格と業務

1. 行政書士とは？

「行政書士」とは、読んで字のごとく、「行政」機関に対して「書」類を出す専門家（士）です。行政書士は、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成等を業として行います（行政書士法1条の2参照）。

行政において福祉行政が重視され、国民生活と行政は多くの面に関連を生じることとなり、その結果、**住民等が官公署に書類を提出する機会が多くなっています。**

また、**社会生活の複雑高度化等に伴い、その作成に高度の知識を要する書類も増加**してきています。

行政書士が、官公署に提出する書類等を正確・迅速に作ることにより、国民においてその生活上の権利・利益が守られ、また、行政においても、提出された書類が正確・明瞭に記載されていることにより、効率的な処理が確保されるという公共的利益があることから、行政書士制度の必要性は極めて高いといわれています。

業務は、依頼された通りの書類作成を行ういわゆる代書の業務から、**複雑多様なコンサルティングを含む許認可手続きの業務**へと移行してきており、高度情報通信社会における行政手続きの専門家として国民から大きく期待されています。

2. 行政書士の業務（※事例は参考）

(1) 「官公署に提出する書類」の作成とその代理、相談業務

行政書士は官公署（各省庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等）に提出する書類の作成、同内容の相談やこれらを官公署に提出する手続について代理することを業としています。その書類のほとんどは**許可認可（許認可）等に関するもので、その数は1万種類を超える**とも言われます。

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

【平成26年改正行政書士法に基づく「特定行政書士」制度の導入】

平成26年改正行政書士法（6月27日公布）により、「特定行政書士（※）」の創設が実現し、平成26年12月から、この「特定行政書士」制度がスタートしました。

※「特定行政書士」制度とは、行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与される制度をいう。

- 1 行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができる。
- 2 上記1の業務は、当該業務について日本行政書士連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の過程を終了した行政書士（以下「特定行政書士」という）に限り、行うことができる。

(2) 「権利義務に関する書類」の作成とその代理、相談業務

行政書士は、「権利義務に関する書類」について、その作成（「代理人」としての作成を含む）及び相談を業としています。

「権利義務に関する書類」とは、権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする書類をいいます。

「権利義務に関する書類」のうち、主なものとしては、**遺言書、遺産分割協議書、各種契約書**（贈与、売買、消費貸借、使用貸借、賃貸借など）、示談書、協議書、内容証明、定款等があります。

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

(3) 「事実証明に関する書類」の作成とその代理、相談業務

行政書士は、「事実証明に関する書類」について、その作成（「代理人」としての作成を含む）及び相談を業としています。

「事実証明に関する書類」とは、社会生活にかかわる交渉を有する事項を証明するにたる文書をいいます。

「事実証明に関する書類」のうち、主なものとしては、**実地調査に基づく各種図面類**（位置図、案内図、現況測量図等）、各種議事録、会計帳簿、申述書等があります。

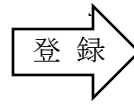
※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

3. 行政書士登録者数（令和元年10月1日現在／日本行政書士連合会 HP）

個人会員数	48,768
行政書士法人会員数	676

4. 行政書士となる資格（行政書士法2条）

- ① 行政書士試験に合格した者
- ② 弁護士となる資格を有する者
- ③ 弁理士となる資格を有する者
- ④ 公認会計士となる資格を有する者
- ⑤ 税理士となる資格を有する者
- ⑥ 一定期間行政事務等を担当した公務員



行政書士

II 行政書士試験について

1. 新試験制度後の試験の方法と結果

【受験機関】 一般社団法人行政書士研究センター

【受験資格】 年齢・性別・学歴・職歴を問わず誰でも受験できます。

【試験日】 年1回。11月 第2日曜日（願書8月上旬～9月上旬提出）

【試験時間】 13:00～16:00 3時間

【解答方法】 業務法令（46問／択一式・記述式）、一般知識（14問／択一式）

【合格発表】 1月下旬

試験年度	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率 (%)
平成 18 年度	70,713	3,385	4.8
平成 19 年度	65,157	5,631	8.6
平成 20 年度	63,907	4,133	6.5
平成 21 年度	67,348	6,095	9.1
平成 22 年度	70,586	4,662	6.6
平成 23 年度	66,297	5,337	8.1
平成 24 年度	59,948	5,508	9.2
平成 25 年度	55,436	5,597	10.1
平成 26 年度	48,869	4,043	8.3（補正措置）
平成 27 年度	44,366	5,820	13.1
平成 28 年度	41,053	4,084	10.0
平成 29 年度	40,449	6,360	15.7
平成 30 年度	39,105	4,968	12.7

2. 合格基準点

試験科目	出題形式		出題数	満点
法令等	択一式	5肢択一式	40問	160点
		多肢選択式	3問	24点
	記述式		3問	60点
	計		46問	244点
一般知識等	択一式	5肢択一式	14問	56点
合 計			60問	300点

合格判定基準は以下の通りです。

次の要件のいずれも満たした者を合格とする。

- ① 法令等科目の得点が、満点の50パーセント（122点）以上である者。
- ② **一般知識等科目の得点が、満点の40パーセント（24点=6問）以上**である。
- ③ 試験全体の得点が、**満点の60パーセント（180点）以上**である者。

①・②の「足きり点」をクリアし、180点（満点の6割）以上の得点をした者が合格するのですから、合格率などは問題になりません。

（注）問題別配点

- ・ 択一式 5肢択一式 1問につき4点
多肢選択式 1問につき8点 空欄（ア～エ）一つにつき2点
- ・ 記述式 1問につき20点

無断複製を禁止します

3. 出題科目・配点

出題形式は概ね以下のようになっています。

(1) 法令科目

- ①択一式（5肢択一式）40問
- ②択一式（多肢選択式＝4穴埋め語群選択）3問（憲法1問、行政法2問）
- ③記述式3問（行政法1問、民法2問）

<基礎法学>

法律関係・法令用語の基礎知識や、裁判制度など
5肢択一式2問（8点）

<憲法>

国家の基本法。人権の保障や国家統治の仕組みについて定めている
5肢択一式5問＋多肢選択式1問（28点）
条文数は少なく、学習範囲が限定されているが、全体の1割の配点があるので得点効率が高いと言える。人権は条文＋判例を、統治は条文を押さえる。

<行政法>主要科目

行政に関する法律。「行政法の一般的法理論」「行政手続法」「行政不服審査法」「行政事件訴訟法」「国家賠償法」「地方自治法」
5肢択一式19問＋多肢選択式2問＋記述式1問（112点）
本試験全体に占める配点割合が4割近くであり、行政書士試験では最重要科目。問題演習量に比例して得点は伸びるので、地道な努力が肝要。「行政手続法」「行政不服審査法」「行政事件訴訟法」は、条文からの中心となるので、過去問の演習が有効です。

<民法>主要科目

一般市民同士の法律関係（財産関係・家族関係）について適用される法
5肢択一式9問＋記述式2問（76点）
行政法に次いで配点割合が大きい科目。法律実務で必須の法律であるから、十分な理解が必要。事例問題が中心。条文、判例を理解するときには、それが具体的にどのような場面で適用されるのか（立法趣旨）をイメージしながら学習を進める。問題を解くときにも、事例を図に書きながら分析することが大事。

無断複製を禁止します

<商法・会社法>

商人の法律関係（商人の活動、会社組織・運営など）について適用される法律です。

5肢択一式5問（20点）

求められる学習量の割には、配点が小さく、得点効率が悪い。5問中2問程度の正解を目標とする。「株式」「機関」で過去出題されたところの知識を固めておく。

(2) 一般知識等：択一式（5肢択一式） 14問

政治、経済、社会、情報関連、文章理解（3問）

平成18年度からの試験制度改革によって、従来、出題されていた「行政書士法（施行規則を含む）、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、税法」は、法令等科目からの出題はなくなり、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」分野において、関連する知識を問う問題として出題されています。

<政治・経済・社会>

政治・経済などの国際問題・国内情勢、経済、財政、環境、労働、社会保障など

5肢択一式7問（28点）

出題範囲が広く、学習すべきところを絞りきれないところなので、普段から法律科目の勉強時間を圧迫しない程度に、新聞やニュースなどに目を通しておき、そこで、分からない用語が出てきたら、インターネット等で検索して見ておくことも有効。

<情報通信・個人情報保護>

インターネットに関連する法律や知識、個人情報保護法など。

5肢択一式4問（16点）

情報通信関連法、個人情報保護関連法は、法律ですから法律科目と同じように、過去問を中心に問題演習を丁寧にこなすことで、得点を伸ばすことができる。

<文章理解>

いわゆる現代文の問題になります。本文内容全体把握問題、空欄補充問題、並べ替え問題などが出題される。1つの文章に1問の問題。

5肢択一式3問（12点）

文章理解は、比較的長文を読ませ文章の論理性を把握できるかが問われる。論理性向上対策としては、問題文を段落ごとに要約しながら、それぞれの段落の関係性を把握するようにする。

Ⅲ 2020 年度試験に合格するための学習のすすめ方

「学問に王道なし」とは、受験界でよくいわれることですが、王道はないにしてもやっかいなことに「回り道」や行き止まりがあつたりするわけですから、合理的な学習方法をとらなければ徒に時間ばかりかかってしまい、効果がなかなかあられません。合理的な学習方法を考えてみましょう。

1. 合格を見据える学習計画

合格を目指す学習をするには、まず、学習計画を立てることからはじめます。上半期（9月まで）と下半期（9月以降）の計画。そして月間計画、さらには週間計画という具合です。その際、できるだけ「ゆるやかな計画」を立てるという点がポイントです。というのは、そもそも「計画」というのは「計画倒れ」が前提となるからです。

上半期	基礎力完成・充実期 インプット学習	全体の6割程度の理解	最初の一步ですから、デキは二の次。とにかく、勉強する習慣をつける。
下半期	実力養成・整理期 アウトプット学習	全体の8割程度の理解	インプットでマスターした知識を試験に使える、実戦的な知識に変換

2. 法的思考力を問う問題への対策

(1) 合格のための底力を養う

【法令科目の場合】

①条文について

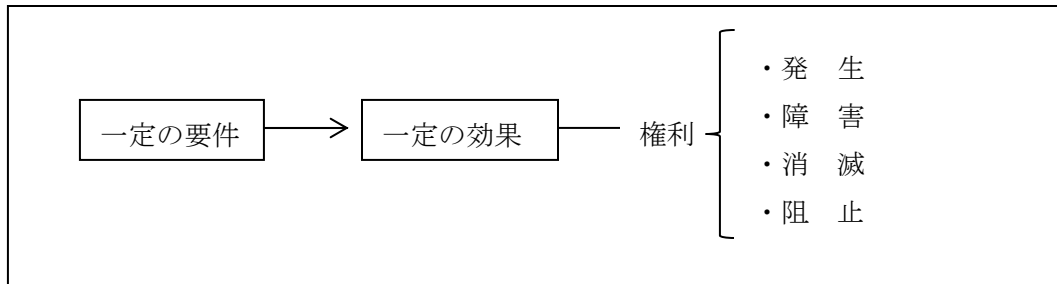
関連条文・参照条文をチェックし、立法趣旨を考える。

⇒法的思考力・理解力といっても、**条文が出発点**です。

《法文の構造》

法律は、ただやみくもに条文が並んでいるわけではありません。一定のルールがあります。もちろん、すべての法律がこのような構成になっているわけではありませんが、この構造を把握することは理解の一助となるものです。

総則的規定	目的に関する規定、趣旨に関する規定、及び定義に関する規定が置かれることがあります。この部分だけ読んでも、その法律の具体的なイメージが浮かび上がってきます。	
	目的に関する規定	この法律がどのような目的のために制定されたものかを示す。(例 行政手続法 1 条)
	趣旨に関する規定	この法律がどのような事項を規定しているのかを示す。(例 行政事件訴訟法 1 条)
	定義に関する規定	法律の解釈、適用に疑いが生じないように、当該法律の中でどのような意味で用いられているのかを明らかにする。
実体的規定	規定の内容からみて、権利義務その他の法律関係の実質的な内容(「要件」や「効果」)そのものを定めたものです。当該法律の中心部分。	



条文などを全部暗記することはほとんど不可能ですし、仮に暗記できたとしてそれを本試験まで維持することは厳しいでしょうし、暗記だけでは応用が効きません。

②判例について

試験では法令科目の出題形式が「最高裁判所の判例に照らして」とか「民法の規定および判例に照らして」などと明記されています。しかし、このように明記されていなくても、法令科目の試験は第一に「判例」で答え、判例がない場合には「条文」で答えるというのが鉄則です。

判例については、事案⇒争点⇒判旨の順にチェックし、論理構成を理解します。

「理解」をするコツは、「なぜ？」という関心と興味を持つことです。つまり、そもそもなぜこのような問題が起こるのか、なにが問題となっているかをチェックするようにしましょう。そして、そのとき、まず、その答えを自分で考えてみましょう。それを講義やテキストで確認すれば忘れません。

(2) いわゆる「現場思考型」問題への対策

⇒いわば基礎知識の応用

〈留意点〉①類似の制度がないか、②他の制度と矛盾しないか、③他の科目を応用できないかを検討します。

(3) 記述式について

1問あたりの配点が高い（各20点）ですから、まさに「**合否**」の**カギを握る分野**といえます。**出題の中心は、「要件論」**となっています。

また、記述式の場合には、問題文を分析する能力も問われます。設問から何を読み取れるかが記述式の成否を決するといってもいいでしょう。このためには、条文の理解だけでなく、ある程度の法的な知識も必要ですし、「**論理力**」なども要求されます。

それにくわえて、記述式の場合には、40字程度の文章を書くのですから、**文章表現力も問われる**こととなります。択一式学習をある程度完成してから始めましょう。

【一般知識の場合】

(1) 「足切り点」突破のために

合格基準の第一関門は、「一般知識等科目」です（一般知識等は**14問中6問以上正解が必須要件**）。一般知識で足切りに遭遇するのは、知識はあるのに法令科目に時間がかかりすぎて、時間がなくなるパターン、そして、一般知識が苦手なパターンがあるようです。ここでは、主に後者を視点において検討していきます。

①文章を読む習慣をつける

文章読解（3問出題）は、設問の文章の内容、選択肢の内容ともそれほど難解な問題は出題されてきません。ということは、文章理解での取りこぼしが致命的となりやすいです。したがって、早めに文章理解は得意科目にしておくべきです。普段から文章を読む習慣をつけることが合格への鍵の一つです。

②興味のあるテーマから

一般知識等科目の範囲は広いため、闇雲にはじめても逆効果です。苦手意識のある方は、まず、自分で興味のあるテーマから知識を固めていきましょう。そして、一度にはできませんので、気がついたときに、いつでもどこでも、メモをする習慣をつけると効果的です。

③情報関連

個人情報保護に関しては、個人情報保護法が出題の中心であり、条文がありますので、法令科目と同じように条文を整理しておく必要があります。

(例) 個人情報保護法

制度趣旨、定義規定、個人情報の「自己情報コントロール」の要件、個人データを第三者提供するときの要件、救済制度、行政機関個人情報保護法との異同等。

(2) 問題意識をもつこと

①法令科目との関連性

・政治に関する知識は、基礎法学、憲法と関連して知識をインプットする。

(例) 議院内閣制度・政党・選挙制度・参政権・裁判所・国家財政 etc.

②国の政策・方針に眼を向ける

タイムリーな論点をチェックすることです。新聞・テレビ・雑誌等で何が問題(話題)になっているか、なぜ、話題になるのか、を意識するとよいでしょう。

③わが国の現状を把握する

少子高齢化社会、年金問題、環境、労働問題、個人情報の保護の制度等について、これまでの経緯をふまえて理解を深めることが必要となります。

3. 過去問の有効活用

(1) 意義

過去問題集は、本試験情報の宝庫です。過去問がそのまま出題されています。そして、教養科目でも過去問を侮ることはタブーです。戦後外交・行政改革、戦後の経済事情などに関連するテーマは複数年度にわたり出題されているからです。すなわち、過去問は、本試験の射程範囲と傾向がわかる重要な情報なのです。

(2) 過去問の解き方

過去問や演習問題を解くときは、「できた・できない」に重点をおくのではなく、必ず、「なぜ、そうなるのか」という視点を忘れないことです。そして、関連する事項までチェックをかけておきましょう。最初は時間がかかるかもしれませんが、着実に知識が定着していきます。何回も何回もただ回数だけ多くして答えを暗記するだけでは意味がないのです。過去問は、講義で学習した分野は、その都度、解いてみましょう。

IV 合格への鍵

1. 講義を受ける

「講義を聴くことは時間の節約」とはよく言われることです。書籍と問題集だけの学習では、法律の場合には思わぬ誤解を生じることにもなりかねません。一般教養の場合には、何を・どこまで学習すべきかに迷いが生じます。

《目標設定》

- ①法令科目の知識を基礎から理解し、合格レベルにまで高める。
- ②一般教養科目の中で、得意分野・不得意分野を見極め、得意分野を確実に得点源とし、不得意分野をできる限りカバーできるようにする。
- ③記述式は、法令用語・判例の文言や漢字などに注意する。

2. 講義の進め方～全体構造～各論へ（合格力完成・記述式・過去問解法等）

講義は、カリキュラムに沿って、はじめて法律を学習する方でも「わかる！→できる！→わかる！」となるように、判例、法律（条文）の制度趣旨・論点、要件・効果等について、図表を多く取り入れた補助レジュメを作成し、「2020年度試験に合格するための学習方法」を実践します。補助レジュメは、テキストに掲載がない事項でも、本試験で要求される事項を載せていきます。

最後のアドバイス

勉強不足は論外として、不合格になるパターンとして次の3つが考えられます。

1. 一般知識等で、4割（14問中6問正解）の基準点をクリアできない。
2. 行政法（地方自治法を含む）を苦手として、法令科目で稼げない。
3. 記述式で、半分の点数も取れず、択一等でカバーできない。

というものです。ですから、この3つを頭に入れて早めに対策を取れば合格の可能性はアップします。それぞれの対策は、上記に書いてありますので確実に実行して下さい。

皆様、「合格する！」という強い意思を認識しながら、「合格のための学習」をスタートしましょう！

以上